

みさと公園の施設管理に係る禁止ルール

平成28年 4月 1日
みさと公園管理事務所

1 施設利用に関する禁止事項（全般）

- (1) 公園施設に傷をつけたり汚すこと
- (2) 花や木を折ったり、取ったりすること
- (3) ゴミを捨てること
- (4) イヌ・ネコ等の放し飼いやフンを放置すること
- (5) ラジコン飛行機等を使用すること
- (6) ゴルフ等、他の利用者に危険を及ぼす行為をすること
- (7) 花火、たき火、又は火気を使用すること
- (8) バーベキュー場以外でバーベキューを行うこと
- (9) 魚釣り場区域以外で釣りをを行うこと
- (10) 駐車場以外への、自動車を乗り入れること
- (11) 指定場所以外へオートバイを乗り入れること
- (12) 許可なく物品販売、商業用撮影、貼紙、落書等をすること
- (13) 指定場所以外で喫煙すること
- (14) その他、法令で禁止された事項及び他の公園利用者に迷惑をかけること

2 駐車場利用に関する禁止事項

- (1) 利用にあたり、他の利用者の迷惑になる行為をすること

3 バーベキュー場利用に関する禁止事項

- (1) 炊飯場以外で、バーベキューをすること
- (2) 炊飯場を直火及び燃料に薪を使用すること
- (3) 炊飯場を利用時間外で使用すること
- (4) バーベキュー場内での、キャッチボール・サッカー・バトミントン・フリスビー等、その他の迷惑行為をすること
- (5) 炭以外のゴミを放置すること
- (6) 所定の場所以外に炭を捨てること
- (7) 洗い場を汚すこと
- (8) 洗い場にゴミを流すこと
- (9) 洗い場で火を使用すること
- (10) その他、公園での他の利用者に迷惑をかけること

4 釣り場使用に関する禁止事項

- (1) リール付き竿による投げ釣りをすること
- (2) 魚の捕獲網（例、投網、四つ手など）を使用すること
- (3) 船（ボート）釣りをすること
- (4) オカメ（釣りえさ）を使用すること
- (5) 残ったエサを公園内や水中に捨てること及び放置すること
- (6) 釣り糸や針などのゴミを放置すること
- (7) 魚類の持ち込み・持ち帰ること
- (8) ブラックバスなど外来種を放流すること